

西尾市の赤い羽根共同募金

10月1日～12月31日

www.akaihane.or.jp

赤い羽根

検索



平成29年度
実績額 **25,370,167円**

平成29年度 共同募金実績額内訳

(単位:円)

区分	一般募金	歳末たすけあい募金	合計
戸別募金	11,465,867	7,592,666	19,058,533
街頭募金	254,119	—	254,119
法人募金	3,807,340	—	3,807,340
学校募金	580,518	—	580,518
職域募金	467,898	—	467,898
一般寄付	79,997	1,121,762	1,201,759
小計	16,655,739	8,714,428	25,370,167

西尾市共同募金委員会

本所 西尾市花ノ木町2丁目1番地(総合福祉センター内)
TEL(0563)56-5900 FAX(0563)57-7800
一色支所 西尾市一色町前野新田48番地3(一色老人福祉センター内)
TEL(0563)72-9654 FAX(0563)73-6690
吉良支所 西尾市吉良町吉田大切間17番地3(吉良保健センター内)
TEL(0563)32-3322 FAX(0563)32-3144
幡豆支所 西尾市西幡豆町仲田14番地2(幡豆いきいきセンター内)
TEL(0563)63-0181 FAX(0563)63-2182



西尾市では次の事業に活用させていただいております。

地域福祉推進のために

3,010,739円(11.9%)



福祉まつり開催費、民生・児童委員の活動費、小地域福祉活動費、機関紙の印刷・発行費、災害見舞金事業費、福祉ふれあい祭り開催費

高齢者の方のために

3,174,000円(12.5%)



ひとり暮らし高齢者ふれあい懇談会開催費、ほがらか食事会開催費、らくらくトレーニング教室開催費、老人福祉大会開催費、地区老人クラブ育成費

障がいのある方のために

2,215,000円(8.7%)



社会見学费、音楽教室開催費、福祉レクリエーション・スポーツ大会開催費、ペン習字講座開催費、クリスマス会開催費、車いす貸出事業費

子どもたちのために

4,197,000円(16.5%)



準要保護家庭児童校外活動助成費、子供広場遊具補修・点検費、母子・父子家庭親子一日校外学習費、クリスマス会開催費、ポスター・書道作品参加賞、副賞費

歳末たすけあいに

8,322,428円(32.8%)



心身障害児者・ひとり暮らし高齢者等への援護費、もちつき大会開催費、母子・父子家庭小中学校入学児童図書カード配付費等

共同募金運動推進のために

1,238,000円(4.9%)



共同募金運動資材費、広報紙「社協だより」印刷・発行費等

全県域の福祉推進のために

3,213,000円(12.7%)



社会福祉施設の整備費、社会福祉団体の事業費、募金運動推進活動費

西尾市の共同募金によって行われている事業を一部紹介します。

にしお福祉まつり

西尾市を拠点として活動しているボランティア団体や福祉団体、各学校の協力を得て、にしお福祉まつりを開催しています。福祉ボランティアや障害者スポーツの体験、団体活動紹介などを行っており、子どもからお年寄りまで福祉について考える契機となっています。



平成30年度目標額

26,637,000円

共同募金は、地域の民間福祉のニーズを受け付けてから募金を行う計画募金です。計画を実施するのに必要な額が目標額です。



じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金

共同募金とは? 「誰かの役に立ちたい」というみなさんの助けあいの気持ちを赤い羽根共同募金にお寄せください。

赤い羽根共同募金は、民間の運動として戦後直後の1947年（昭和22年）に、市民が主体の取り組みとしてスタートしました。当初は、戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。

その後、「社会福祉事業法（平成12年社会福祉法に改正）」という法律をもとに「民間の社会福祉の推進」に向けて、社会福祉事業の推進のために活用されてきました。

そして70年たった今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は毎年10月1日から全国一斉に行われます。

12月1日から実施する地域歳末たすけあいとNHK歳末たすけあいも共同募金の一環です。赤い羽根共同募金は、市民自らの行動を応援する「じぶんの町をよくするしくみ。」です。

共同募金は地域の福祉活動に役立てられています

募金は、民間の地域福祉を支える活動に使われています。

共同募金の配分は、お年寄りや体の不自由な人、子どもたちなどのために役立てられます。

例えば、体の不自由な人のお世話をしたり、ひとり暮らしのお年寄りの食事や入浴のお世話、子どもたちのための遊具の購入などに役立てられます。

また、地域で安心して暮らすための福祉のまちづくりの活動にも役立てられています。

インターネットでも寄付ができます

●都道府県、市区町村を選んで募金ができる「ふるさとサポート募金」に寄付をする

インターネットからクレジットカードを利用して共同募金に寄付ができます。詳しくは下記のURLまたはインターネットで「ふるさとサポート募金」の検索をお願いします。

<https://www.akaihane.or.jp/furusapo/>

共同募金は税制上の優遇措置があります

共同募金会は税制上、国と地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。税制上の優遇措置が講じられているのは、共同募金会が行う事業が社会福祉法によって位置づけられた運動であり共同募金による配分が社会福祉の増進に貢献していると社会的評価を得ているためです。



共同募金キャラクター
愛ちゃんと希望くん
©中央共同募金会

2018